

<p>2019 年 12 月 1 日 NO.288</p>	<p>京浜ユニオン ニュース</p>	<p>労働組合・京浜ユニオン 〒144-0033 東京都大田区西蒲田 4 丁目 32-9 電話・FAX 050-3410-6240 振込口座 中央労働金庫蒲田支店 8655997 京浜ユニオン</p>
---------------------------------------	-------------------------------	---

A 社のパワハラ解雇は許さない！ パワハラは犯罪です！

外資系の A 社で派遣の事務をしていた I さんは直属の上司からパワハラをうけたとしてユニオンに相談にきました。行きつけの医者から「ストレスにより、めまい、どうき、息苦しさが8月中旬より悪化した」との診断書が出ています。

それでも、パワハラで労働者を傷つけておいて会社側弁護士は「パワハラに該当いたしません」と開直っています。労働者は泣き寝入りするしかないのでしょうか！

団体交渉を申し入れると「当社は現在 I 氏に対する訴訟の準備を進めております」と脅してきました。このような会社は許せません！

私たちが会社のパワハラとして指摘している大きな問題点は次の点です

一つは、「もっとペースをあげろ！」「あれもやってほしい」「これもやってほしい」と過大な仕事量を押し付けられた。

一つはそのことで、派遣元会社に苦情処理をお願いしたが、上司から「派遣元と面談するな」と言われた。苦情処理は労働者派遣法で認められた権利です。

一つはそのことで、社長にパワハラを訴えたら、翌日、事情も聞かずに派遣元会社から自宅待機を命令された。派遣先会社からの不当な圧力。

11月28日に第2回の団体交渉が予定されている。ニュースの発行日との関係で、どう展開するかわかりませんが、ユニオンは、無回答に対しては、団体交渉決裂・団体行動権の行使を決めています。ある程度の誠意が感じられれば、次の団体交渉での解決をめざします。こちらの要求に大筋答えるのであれば和解に応じるつもりです。

12 月のスケジュール

12 月 5 日 (木) 例会 午後 6 : 30 西蒲田事務所

12 月 19 日 (木) 運営委員会 午後 6 : 30 西蒲田事務所

移動支援の傷害の賠償問題

小野さんの感想文

2019年10月29日、やっと Y ヘルパーステーションとの問題が解決しました。事故というより事件と認識しています。

僅か〇〇万円の現金を受け取りましたが、出す方としては大金でしょうが、貰う方としては、少なすぎる金額でした。

私の裁判はこれで、3回目ですが、1回め・2回めの裁判は弁護士をつけずに、100%相手が悪いので、1人でやりました。

2回とも、最終的には棄却でした。1回めは〇〇万円、2回めは〇〇万円の提示で、そんなはした金では納得できずに断ったところ、裁判官に生意気な奴だと思われたらしく訴えは棄却でした。

「弁護士無しで弁護士を付けた相手から金を出させるようにもっていった小野さんは実質大勝利だ」と言ってくれる人もいました。

今回はケガもさせられ、ユニオンに相談に行ったので、弁護士も付けてもらい勝利することができました。事件が起こって2年以上の時間が過ぎていました。

私は商人として生きてきました。そんな私にとって、2年の時を費やして〇〇万円が500万円でも少ない金額です。

最初から、Y・K 両名は自分達が悪いとわかっていたにもかかわらず、100%私が悪いと言って逃げた行為は立派な犯罪です。

こんなブラック企業を認可した厚生労働省の責任は大きいと思います。

私は今、派遣の登録で複数の施設で仕事をしていますが、過去に広島県の簡易裁判所を退職したヘルパーに出会いました。話をしたところ、その人は今は70歳も過ぎて、90歳過ぎの自分の母親の介護をしながらヘルパーもしているとの事でした。

その人の話によると、日本という国は明治維新以来、企業と個人の裁判は企業を勝たせるという「方程式」があるからいくら個人が正論を言って正しくても勝てないという事でした。「絶望の裁判所」という本を読んでも同じ様な事が書かれていました。

今回の Y ヘルパーステーションとの裁判は弁護士が付いてくれて、ユニオンも目を光らせてくれていたので、勝つことが出来たと思います。

もし、ユニオンがなければ、Y・K は絶対に自分達の非を認めないし、大崎労政事務所での3人の調査員の立ち合い団交でもふてぶてしい態度で話し合いになりませんでした。数回の団体交渉の間、私の話は1度も最後までしゃべらせてくれませんでした。核心部分に触れると、Y・K は大声を上げて私の話を妨害するのです。

初めから自分達が100%悪いとわかっていたので、ヤケクソになって被害者でケガまでさせられている私を100%悪いと「犯罪者」にして、逃げたのです。

Yは社長で、しかもケアマネージャーの資格まで持っていて、まるでチンピラのような行為をして逃げたのです。

弁護士の指示で、労働基準監督署に行って労災病院に行くと、担当の医師は何も言わずに書類に書いていました。私は役所の世界はだいたい知っています。私の母親の姉で30年以上も前に退職金5000万も貰っていました。私に商売を教えてくれた人も、役人の息子で、最初役人で、商売の道にはいったそうです。

だから結果は、この状態では国の基準だと無理ですよと言うのならわかります。しかし弁護士の情報開示の書類では見えるのに見えないと言っている。搾^{ママ}盲の疑いありと書かれていました。私は「見えるけど、右目だけが、ぼやけて見える事が多い。眼球自体が痛い時もある。冬になると、冷たい風が当たると右目からだけ涙が出る」と医者に言いました。情報開示の書類には「検査結果をしきりに聞こうとしていた。」と書かれていました。

後に九段下の労働局の審議官と話をしたところ「労働省が信頼できる医療機関にお金を払ってお願いして検査している」と言われました。

私は審議官に「言ってもいない事を勝手に作文して、しかも名前の所をマジックで消している。これは立派な犯罪ではないのか、お金を出している方の利になる事を書いているのではないのか」と言ったら黙っていました。

「労災病院の医者は医者ではない」と喧嘩してかえって来た人を20年間の間に2人私は知っています。その意味がやっと分かりました。

私は今でも時々右目だけが痛くなることもあります。涙が右目からだけ出ています。立派な後遺症です。

厚労省の認可した会社がこれだけのブラック企業なのですから、私は今回の裁判までの過程で、福祉の制度、裁判官の世界の汚さ、無責任を再確認しました。

世の中には、ユニオンという組織を知らない人が多いです。私もその1人でした。

ユニオンが無い世の中は理想の世界です。しかし、官民含めてこれだけ私利私欲の人間が組織を動かして平然とできる世の中なら、ユニオンは必要だと感じました。

私のような体験をした人は過去にも何万人もいるのでしょしこれからもいくらでも出来ます。

私の経験を多くの人に知ってもらい、正しい人生判断が出来る人が増えてほしいものです。

〈寄稿〉 ユナイテッドの仲間からの闘争報告

京浜ユニオンの皆さん、いつもご支援してくださり本当にありがとうございます。
争議をお分かりいただきたくて、以下の報告文を書かせていただきました。

ユナイテッド航空(UA)に解雇されてからの3年半、不当解雇撤回を求めた裁判で、待ちに待った判決日の今年 3 月28 日、東京地裁の春名 茂裁判長は、にやりと笑いながら「原告らの請求をいずれも棄却する。」と言い捨てて法廷を逃げるように去った。

どん底に突き落とされる思いの中、4月12日に銀座でおこなったUAと司法に対する抗議のデモ行進には、550人の仲間が結集し、共に怒りの声をあげて下さった。どれほど励まされたことか、感謝の気持ちでいっぱいだ。

2008年、コンチネンタル・マイクロネシア航空(CMI)の親会社コンチネンタル航空(CO)がユナイテッド航空(UA)と業務提携し、世界最大の航空会社の誕生と発表した。2010年10月COはUAではなく、UAの親会社であり持ち株会社でもあるUALコーポレーション(後にユナイテッド・コンチネンタル・ホールディングス(UCH)に社名変更)の子会社と合併した。これによりCO並びCMIはUCHという巨大なUAグループの傘下に入った。COの社長がUA、CO、CMI、UCHの社長として就任、以下経営陣も4社で同一人物になった。更にUCHが3社の連結決算を始めた。CO、CMIという便名は消え、全便UAというブランド名で運航を開始。法人としては3社を別々に存続させたが、外部も内部も一つの会社として着実に統合を進めていた。会社は私たちCMI成田ベースが乗務していた路線を取り上げて元UAの成田ベース乗務員にあげ渡してしまい、私たちは人員余剰になってしまったが、一時的であり、アメリカ本国で組織される米国客室乗務員組合(AFA)と会社が3社統一の労働協約を締結したら合併は完結するので心配無用、と説明された。しかし、その労働協約を締結する3か月前に私たちだけが人員余剰で解雇された。

労働協約が締結した直後に3社共通の年功序列リストが稼働し、翌年には合併が完結した。会社はAFAとの間で、AFAに所属しない乗務員に極めて不利益を負わせる労働協約を締結し、そうした不当労働行為の結果、グループ会社の合併計画の中で、全国一般・全労働者組合に加盟する私たち組合員らに対する解雇の必要性が外形的に作り出されたのが実態である。

しかし原判決は、本件解雇が、UAとCMIが合併する前にCMI によって行われていることから、UAには法律上何ら責任がないという前提で、CMI単体としての解雇 4 要件だけを検討し、経営統合中の解雇を有効と判断している。

会社は「解雇理由は企業秘密により根拠、算出方法などすべてのデータを立証できない」としているにもかかわらず、判決は会社側弁護士が書いたのかと思うほど、会社の言い分やデータをそのまま採用している。経団連はこの判例を「こうすれば解雇が出来る」という指南書がごとくに紹介した。

不当判決を覆すために、私たちは3人の新弁護士(指宿弁護士、萩尾健太弁護士、加藤桂子弁護士)と共に東京地裁の使用者性判断の誤りと、親会社ユナイテッド・コンチネンタル・ホールディングス(UCH)が合併の経過でその子会社から仕事だけ奪い、人員余剰という名目で組合差別により私たちだけを解雇し、その後に合併を完了させるという手口、及びUCHと米国内労組(AFA)との労働協約の影響を主張した理由書を作り上げ、8月13日に東京高等裁判所に提出した。10月11日、東京高裁で控訴審の第1回が開かれ、裁判長は「今までやったことのない雲をつかむようで分からない事件である」、また「一企業に日本の労組と外国の労組が存在する場合、組合間差別・不当労働行為はどうなるのか」、さらに「外国法人の法人格否認と濫用についても適用範囲を踏まえたい」と発言し、過去の判例・命令・文献を調べて提出することを双方に求めた。裁判後に弁護士会館で行われた報告会で、新弁護士団は「これからこういう解雇が増えるだろう。判決例がなければ私たちで最初の例を作ろう」と意気込んでいる。これからが本番だ。一丸となって闘う。

控訴審第2回は12月23日(月)15:30～東京高裁825号法廷。法廷に入りきれないほどの傍聴者が集まれば3回目からは大法廷室を用意してくれることになっている。

10月18日、東部労組のメロコマース支部と共に「司法に物申す」合同上野デモを行い、デモにご結集頂いた300人の仲間のおかげで大きなアピール行動ができたことに心から感謝する。

争議の早期解決のため運動をさらに強めて、解雇撤回、原職復帰を求めて闘う覚悟です。行動へのご参加、裁判の傍聴、私たちのフェイスブックでのいいね、やシェアなどによる皆様のご支援をこれからもどうぞよろしくお願い致します。

ユナイテッド闘争団 ちだ正信、吉良紀子

JAL 解雇争議の年内解決を目指して！！

2010年、JAL は放漫経営による破綻に乗じて物を言う労働組合潰しの目的で165名の客室乗務員とパイロットの整理解雇を大晦日に強行しました。解雇争議は9年目に入っています。

165名の解雇は人員削減目標と利益目標を達成した中での不当解雇でした。裁判所から選任された企業再生支援機構の片山管財人は解雇の過程で労働組合のストライキ権確立を妨害し、この行為は「団結権の侵害であり、憲法28条違反にあたる」と最高裁で断罪されました。JAL が解雇の強行以来、争議団は「不当な解雇は認められない、職場に戻せ」と労働組合、支援団体と共に不当解雇撤回を目指す運動を全国に展開してきました。2016年には、争議の解決策として状況に即した「統一要求」を JAL に提示しました。

こういった中で赤坂社長は「出来るだけ早く解決したい」、植木会長は「誠心誠意話し合う」と約束した為、争議団は抗議行動を一旦ストップして、JAL と労使間で解雇争議解決の為、交渉の場として12回の特別協議を重ねました。しかし会社は「何ら解決策を示さない」「責任者が出席しない」「原告団代表も出席させない」等、不誠実な対応に終始したままの為、そうした会社の対応を打開する為、当該組合と争議団は今年末での争議解決を目指し9月24日から平日、昼の1時間、連日 JAL 本社前アピール行動を取り組み12月9日まで続きます。

11月10日は羽田空港第一ターミナルバス停前で130名がプラカードを持ってのスタンディングで旅行者に支援を訴えました。全国の旅行代理店要請、毎月の駅頭情宣、関東キャラバン運動、国会議員要請、ハガキ要請等、また JAL は60億円投資して東京オリンピック・パラリンピックの公式スポンサーになっています。公式スポンサーは、参加国や開催国に国際条約や規約の遵守を求められています。労働分野でも ILO 条約の遵守を求められています。JAL の不当解雇を許さず争議解決の為、皆で支援しよう！！

12月9日(月)JAL 本社大包围行動 (18時30分～19時30分)

JAL 争議学習会(10月25日、ユニオン事務所)の感想

★なぜ、ストライキをやらなかったのかとの質問に「管理職の機長に組合員の副機長がおさえられ、ストをやれなかった。」と正直に話をしてくれたのがよかった。

☆9年間、解決の為、同じ要求をしているがどうしても広まらないか、理解を広める為に、数多く丁寧な話し合いが大切だと思う。

★お話を聞いて、現実には、こういうものなんだなと感じました。

☆会社も許せない。裁判所も許せない。二重の苦しみを何年も抱えて闘っているのはすごいことで応援したい。私は一人で闘っているが、解雇された仲間がたくさんいるのはうらやましいと思いました。

★直接お話を聞いて親近感が持てた。怒りの共感する部分あった。

☆闘っている人の思いが直接聞けて大変良かった。この機会に支援の人が一人でも増えればと思います。



羽田宣伝行動



かわら版

Union

No.

2019年12月1日

12月の行動日程

7日(土)ユニオンネットお互いさま忘年会

場所:神田淡路町1-4-3 2階

時間:17時30分より2時間 会費:3300円

参加者は11月28日まで連絡をお願いします。

9日(月)JAL 本社大包围行動

場所:モノレール・りんかい線 天王洲アイル駅下車5分

時間:18時30分~19時30分

10日(火)東京南部全労協総会

場所:大田区立生活センター 第5集会室

時間:18時~

11日(水)ユナイテッド航空 米国商工会議所前情宣行動

場所:日比谷線 神谷町 1番出口

時間:9時~

17日(火)危険な増便・新飛行ルート撤回を求める総決起集会

場所:大田区民ホール・アプリコ展示室

時間:19時~20時30分

20日(金)JAL 争議団 大望年会

場所:文京区民センター

時間:18時30分~ 会費 3000円 締め切り 12月10日

21日(土)ユナイテッド航空

場所:成田第一ターミナル改札口

時間:14時30分~

23日(月)ユナイテッド航空解雇裁判 控訴審第2回口頭弁論期日

場所:東京高等裁判所 825 法廷

時間:15時30分~

異常な裁判判例についてーその1

東電旧経営陣3人無罪！ーきわめて不当な判決

被災者約1300人が東京電力幹部の刑事責任を問うために2012年6月に告訴、告発した。告訴団はその後14000人に増えた。

東京地検は13年と15年に「刑事責任は問えない」と不起訴に。一方、市民から選ばれた検察審査会は2度にわたり「起訴すべきだ」と判断した。その結果、16年2月、検察官役の弁護士によって3人の幹部が強制起訴された。

2019年9月19日東京地裁の永淵健一裁判長は、東電の責任者3人の罪について、無罪を言い渡した。遺族からは「うそー」と悲鳴が上がった。「生活が破壊されたのに無罪なんてありえない」と怒りや悲しみの声が上がった。「あれだけたくさんの証言や証拠があっても罪に問えないのか」。「不当な判決」「市民常識とかけ離れている」。

これまで、すでに全国各地で、東電に対して原発事故の避難者によって民事訴訟が約30件提起され、すでに12件の一審判決が出ている中で、いずれも東電に対しては賠償を認める判決が出ていることを考えれば、ありえない判決といえます。

原発事故の恐ろしさは、旧ソ連のチェルノブイリ原発事故で分かっていたはずで、十分な対策を取らなかった経営者に対する判決として、信じられない思いだ。

国の地震予測である「長期評価」に基づく試算が最大15.7メートルにのぼるとの報告がなされた。対して、社内の会議で、元副社長は「(津波想定の水位を下げられないか)」発言している。裁判所での担当社員の証言である。(副社長は否定)「そもそも長期評価は信頼できない」と副社長は反論した。事故の3年まえに報告されていたにもかかわらず…。社員が認識した危険性がなぜ経営陣に伝わらなかったのか。

万一でも原発事故が起こってはいけないという発想があれば、こんな判決にはならない。裁判所は国の原子力行政に忖度した。

これ以外にも納得できない裁判の判決が続いている。

朝鮮学校の無償化を認めない差別容認の判決。

日本人組合員だけを解雇したことを正当化したユナイテッド航空の判決。

解雇の必要性がないとの経営トップの証言を無視したJALの解雇の正当化。

20年非常勤講師で働かせた大学の格差を正当化した小林勝20条裁判。

非正規労働者への差別待遇を正当化したメロコマースの判決。

裁判官が、時の権力におもねるような判断ばかりを示し続けるなら、司法への信頼は失墜し裁判官への信頼もなくなります。

裁判でまけても職場現場闘争で勝利をつかんだフジビ闘争の精神を教訓にしよう。私たちは、裁判闘争も辞さないが、職場・地域での大衆闘争を常に意識しよう。

(渡辺)

平和・人権・自由 すべての生命を尊重する社会を — 憲法理念の実現をめざす第 56 回護憲大会に参加して —

ユニオン平和 伊藤光隆

前日に初雪が降ったそうで、北海道の大地は寒かったが、大会会場の函館アリーナの中は熱気で満ちていた。

大会1日目

函館巴太鼓で力強いオープニング。

<開会総会>は、来賓として谷口諭函館市副市長、逢坂誠二衆議院議員、連帯挨拶は辻元清美衆議院議員、吉田忠智参議院議員、山本和代連合副事務局長。逢坂議員は「民主主義、立憲主義の危機」を、辻元議員は「憲法を私たちだけではなく安倍自民党にも守らせよう」と、吉田議員は「改憲阻止、衆議院選挙の一本化」を訴えた。

その後、関西生コンに対する弾圧反対の特別報告が、全建労の小谷野毅書記長からあり、「憲法改悪の先取りを許さず、支持する会の拡大」に大きな拍手が送られた。

開会総会の最後に、勝島一博実行委員会事務局長より基調提案がなされた。①憲法改悪に反対し平和憲法を守るとりくみ②憲法の空洞化を許さず理想化をめざすとりくみ③関西生コンへの検察・警察・裁判所の三位一体の弾圧に対し真実を広めるとりくみ、の3点が強調された。

<メイン企画>「日本社会は本当にこれでいいのか？ 安倍政権の7年を問う」が、総会終了後、清末愛砂(室蘭工業大学准教授)、雨宮処凛(作家・活動家)、中野麻美(日本労働弁護団常任幹事)の3名で行われた。

安倍政権は「全ての女性が輝く社会」というが、女性は非正規の割合が高く、ダブルワークどころかトリプルワークも。男性非正規の平均年収は 236 万円、女性非正規の平均年収は 154 万円だ。今、食べられるかどうかという貧困状態で輝くところではない。リーマンショック後の 2009 年に年越し派遣村が取り組まれたが、安部政権になってからは自己責任社会が強まり、東京だけでネットカフェ難民が 4000 人もいるが問題にすらならない。他者に対する不寛容さが深まった。

また、アベノミクス 3 本の矢を貫くものが働き方改革だ。アベノミクスは「一億総活躍」というが、実際は「一億総動員」だ。安部政権は「強い経済と国家」をめざし、憲法も改悪しようとしている。描いているのは国家の安全保障であり人民の安全保障ではない。

このような状況下で、憲法が防波堤の役割を果たしている。

大会2日目

午前、<分科会>が行われた。

次の7つの分科会が設けられ、①非核・平和・安全保障、②地球環境一脱原発に向けて、③歴史認識と戦後補償、④教育と子どもの権利、⑤人権確立、⑥地方の自立・市民政治、⑦憲法、私は「教育と子どもの権利」に参加した、

子どもの権利条約は今年、国連が全会一致で採択してから30年、日本が批准してから25年。子どもの権利条約は、私達がやることの強力な後ろ盾となる。活かしているか。

また、子どもが本来持っている力を信頼するか、当てにするかどうか分かれ目となる。「子どもの権利、う〜ん」という前に子どもに聞けばよい。子どもの貧困は、経済問題だけではなく子どもの権利の問題だ。取り組みの成果を共有して元気を出そう。

午後は、<ひろば>として、①男女共同参画、②基地問題交流会、③地元企画(ムックリをつくって鳴らそう!)の3つが設定され、私は「男女共同参画」のひろばに参加した。安倍政権は、学校だけではなく家庭でも愛国心教育をやろうとしている。家庭教育支援法の畏だ。憲法24条が危ない！看過してはいけない。

大会3日目

私は参加できなかったが、<閉会総会>が行われた。

まず、特別提起として、①北海道(核廃棄物施設誘致問題)、②沖縄(辺野古新基地問題)、③朝鮮学校無償化問題の訴えがあった。

次に、大会のまとめと大会アピールの採択が行われ、3日間にわたる護憲大会の幕が閉じられた。

労働と貧困 2019年10月(出所は朝日新聞と読売新聞)

1日 厚労省が2019年版の「過労死等防止対策白書」を公表した。過労死防止大綱で重点業種・職種と位置付けられた建設、メディアの両業種を分析し、検察は現場監督、メディアは若い世代に過労自殺が集中していると指摘した。

3日 米配車大手ウーバー・テクノロジーズが日本で展開する飲食宅配代行サービス「ウーバーイーツ」の配達員が労働組合を結成した。配達員はウーバーとは雇用関係になく、個人事業主という立場のため、不安定な労働環境に置かれている。今後、団体交渉を通じて待遇改善を求めるといふ。

9日 労働時間を年単位で調整する「変形労働時間制」を公立学校の教員にも適用可能にする「教員給与特別措置法」改正案が自民党文部科学部会で了承された。政府は10月下旬にも閣議決定し、今国会での成立をめざす。

19日 連合が2020年春闘で、賃金体系を底上げするベースアップ率の統一要求を「2%程度」とする方向で検討していることがわかった。「2%程度」の要求は5年連続。景気へ

の懸念材料が増す中でも賃上げ持続を求める構えだ。

24日 連合が中央執行委員会を開き、2020年春闘の基本構想をまとめた。企業内最低賃金の具体的な金額目標を初めて定め、時給1100円を「最低到達水準」に据えた。中小企業社員の待遇改善を促し、大企業との格差を縮める狙いがある。

29日 仕事を終えてから次の勤務を始めるまでに一定の休息時間を設ける「勤務間インターバル」制度を導入した企業の割合が、1月時点で3.7%にとどまっていることが厚労省の「就労条件総合調査」で明らかになった。政府目標は2020年までに10%以上にすることだが、広がりやを欠いている。

11月1日 厚生労働省が発表した9月の有効求人倍率は前月より0.02ポイント低い1.57倍で、2カ月ぶりに悪化した。総務省が同日発表した9月の完全失業率は、前月より0.2ポイント悪化し、2.4%だった。

韓国で全国労働者大会と脱原発記者会見に参加

11月8-11日に訪韓し、全国労働者大会(写真)と脱原発記者会見に参加した。

1日目。仁川市立博物館では「労働者の生、煙突で咲く灰色の花」と題する特別展示を見た。自動車会社の韓国GMの正門前で開かれた非正規職労働者の解雇撤回要求集会に参加。

2日目。全労協の議長と事務局長も同席する中で韓国サンケン労組と交流。日系企業で労組を無視する会社側と闘う日立化成労働者も発言した。国会議事堂のある汝矣島(ヨイド)で開かれた労働者大会にはユニオン派遣で参加。片道四車線のうち六車線を占拠し、隊列が一キロ以上続く目標十万人がほぼ結集した巨大な集会になった。デモが終わって金属労組双龍(サンヨン)自動車分会と交流。

3日目。解雇者の全員現場復帰を勝ち取った同分会と事務所で交流。平澤大秋里(テチュリ)村平和センターに移動し、米軍基地を見学。

4日目。大田(テジョン)市役所前でAWC韓国委員会などによる脱原発記者会見し、「原発いらない福島の人たち」の黒田節子さんの講演会を聞いた。(迫田)

